

#### 別表第五 特定自動車(第三十七条関係)

- 一 貨物の運送の用に供する普通自動車(道路運送車両法第三条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。)であって、第五号に掲げる自動車以外のもの
- 二 貨物の運送の用に供する小型自動車(道路運送車両法第三条に規定する小型自動車(二輪の小型自動車を除く。)をいう。以下同じ。)であって、第五号に掲げる自動車以外のもの
- 三 人の運送の用に供する乗車定員三十人以上の普通自動車であって、第五号に掲げる自動車以外のもの
- 四 人の運送の用に供する乗車定員十一人以上三十人未満の普通自動車及び小型自動車であって、次号に掲げる自動車以外のもの
- 五 散水自動車、霊きゅう自動車その他の特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車であって、知事が別に定めるもの